

見守り活動等助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域住民等が主体となって、日頃からの声かけや見守りのネットワークを構築し、見守り活動等を行う団体に対して、助成金を交付することにより地域の見守り活動等の推進を図ることを目的とする。

(助成対象事業)

第2条 助成の対象となる活動は、次に掲げる地域の協力を得て取り組む活動とする。

- (1) 目配り、声かけ、訪問型の見守り活動
- (2) 困りごと相談
- (3) 上記の活動報告や活動により表面化した課題について、情報共有や協議する会議等
- (4) その他、本法人の会長（以下会長）が必要と認めたもの。

(対象者)

第3条 独居高齢者、高齢者世帯、障がい児者等、地域で見守り活動が必要と認められた人

(助成金額)

第4条 助成金額は、上限を24,000円とし、予算の範囲内とする。

(助成対象期間)

第5条 助成対象期間は、この要綱の施行日から平成33年3月31日までとする。

(助成対象要件)

第6条 この要綱において、助成対象とする活動は、次に掲げる要件を満たしたものであるとする。

- (1) 活動回数 月1回以上とする。ただし、地域の実情に応じて弾力的に対応するものとする。
- (2) 運営主体 地域住民等が主体となって運営する団体とする。
- (3) 活動範囲 原則として活動者が在住する地域とする。
- (4) 活動人数 おおむね5人以上で活動する団体とする。

(助成対象経費)

第7条 この要綱において、助成対象とする経費は、次のとおりとする。

- (1) 見守り事業（見守りマップ作製費、見守り訪問用防災グッズ、交流事業費、緊急用ホイッスル等）
- (2) 広報啓発（印刷費、広報費）

- (3) 研修費（見守り活動に関する研修費、講師代）
- (4) 会議費（会議用お茶代、事務用品、コピー代）
- (5) その他、見守り活動事業に関するもので会長が認めたもの。

（助成金の交付申請）

第8条 助成を受けようとする団体は、見守り活動等助成金交付申請書（様式第1号）に必要事項を記入し、関係書類を添えて会長に提出するものとする。

（助成金の交付・不交付決定）

第9条 会長は、助成金の交付申請があったときは、その内容を審査のうえ、助成金交付の可否を決定する。

（助成金の交付・不交付決定通知）

第10条 会長は、助成金の交付・不交付が決定したときは、速やかに助成金交付決定通知書（様式第2-1号）、助成金不交付決定通知書（様式第2-2号）により申請者に通知するものとする。

（助成金の交付条件）

第11条 会長は、助成金の交付決定をするときは、次の条件を付するものとする。

- (1) 交付した助成金が目的に反するときは、助成金の一部または全部の返還を命じることができる。

（助成金の実績報告）

第12条 助成金の交付を受けた団体は、事業を毎年度3月末で締め、翌年度4月末までに見守り活動等助成金実績報告書（様式第3号）に必要な事項を記入し、関係書類を添えて会長に提出するものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほかこの事業に必要な事項は会長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成30年8月30日から施行する。